

## 第38回長野県社会人各地区リーグ決勝大会要項

1. 期日・場所 平成29年9月24日（日）、10月1日（日）、10月15日（日）  
場所：松本平広域公園球技場 他
2. 出場資格他
  - 1) 平成29年度協会登録済の第1種社会人チームで、各地区リーグ1部1位のチームによる総当りリーグ戦
  - 2) 登録人数は、25名以内とする。
  - 3) 登録する選手は、各地区リーグ戦最終節までに登録されている選手とし、参加申込書提出後における選手エントリー及び背番号の変更は一切認めない。
  - 4) 選手証：選手証（写真貼付）を持参しない選手は出場できない。  
※再交付申請者、新規登録者で選手証が未着の場合は日本サッカー協会への登録、再交付申請書の写し及び本人確認のできる身分証明書、免許証等を自讃すること。また、移籍選手は選手証が無いと出場できない。
3. 競技規則
  - 1) 勝利チームには勝ち点3、引き分けは両チームに勝ち点1、敗者に0点が与えられ勝点の多い順に順位が決定する。ただし、勝点が同一の場合は以下の順位により決定する。
    - ①全試合のゴールディファレンス（得点－失点）
    - ②当該チームの対戦成績
    - ③全試合の総得点
    - ④当該チームでのPK戦
  - 2) 試合時間は90分、インターバルは15分とする
  - 3) 全ての試合での出場選手登録は交代要員9名を含めて20名とし、前後半を問わず5名迄の交代が認められる。
  - 4) 試合開始前にマネージャーズミーティングをおこなう。  
第1試合：9時30分 第2試合：12時  
メンバー表、選手証、正・副ユニフォームを持参すること。
  - 5) 主審より本大会を通じ2回の警告を受けた選手、又退場を命じられた選手は、次の1試合の出場を自動的に停止し、その後の処置は、県協会規律委員会にて裁定する。
  - 6) 競技規則は平成29年度（公財）日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
  - 7) 警告及び退場
    - ①懲罰規程  
（公財）日本サッカー協会が定める2016年度懲罰規定に基づき、（一社）長野県サッカー協会資格・規律・フェアプレー委員会により裁定し懲罰を決定するものとする。尚、懲罰規定 第5節 第34条【不服申立可能な懲罰】に該当する場合に限り、不服申立を（公財）日本サッカー協会へ申請することができる。  
（手順等は、懲罰規定 第5節参照）
    - ②本大会で累積された警告が2回となった選手は、自動的に本大会における次戦の試合の出場停止処分を受ける。
    - ③累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。
    - ④主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、注）直近の公式戦の出場を自動的に停止し、その後本協会懲罰基準に準拠して本協会規律委員会が最終裁決を下す。

